

共助 災害時の要配慮者

要配慮者とは

高齢者・障害者・乳幼児など、災害時の情報把握、避難、生活手段の確保等が困難な方を「要配慮者」といいます。個々の状況に応じて、備えや支援の方法が異なります。「要配慮者」の方々を災害から守るために、皆さんで積極的に協力しましょう。

また、家族に「要配慮者」がいる場合、事前に災害時の連絡手段や避難方法について周囲に声をかけて準備をしておくことも大切な取り組みです。

● 高齢者・寝たきりの方

日頃の備え 室内を整理整頓し、頭上からの落下物が発生しないよう注意。

ポイント

- ・緊急の時はおぶって安全な場所まで避難する。
- ・複数の介助者で対応する。
- ・不安を取り除くように声をかける。



● 目が不自由な方

日頃の備え 白杖やラジオはいつでも手の届くところに置き、笛やブザーを携帯しておく。

ポイント

- ・災害時には本人のそばへ行き、支援が必要か声をかけ、正確な情報を伝える。
- ・誘導する際は、杖を持った方の手には触れず、体の一部につかまってもらいながらゆっくり歩く。



● 肢体が不自由な方

日頃の備え 家具などの転倒防止策を十分にし、車いすが通る幅を十分確保する。

ポイント

- ・車いすの移動は、階段では3～4人で声をかけ合いながら運ぶのが安全。
- ・介助者が一人の場合、おんぶ紐等を利用しておぶって避難する。



● 耳が不自由な方

日頃の備え 携帯電話などを手元に置き、笛やブザー・筆記用具を携帯しておく。

ポイント

- ・話をするときは口をきちんと開けて落ち着いて話す。
- ・手話、筆談、身振り等の方法で正確な情報を伝える。



要配慮者への取り組み

■ 避難行動要支援者制度について

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、要介護高齢者や障害のある方など、自ら避難することが困難な方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成しています。災害発生時には、この名簿を活用して避難支援等関係者と情報を共有することで、災害時の安否確認や避難支援に役立てる仕組みのことを「避難行動要支援者制度」といいます。

なお、名簿情報の提供に同意したら、避難支援が約束されるものではなく、必ず助けてもらえるものではありません。避難支援等関係者も被災することがあります。そこで、名簿に登録されている方々も、自分の身は自分で守るという意識を日頃からもって、ご家族や周囲の方々と積極的にコミュニケーションをとること等を心がけてください。

1. 名簿作成
2. 平常時における避難支援等関係者への名簿情報提供に関する意思確認
3. 同意確認書の受理
4. 名簿情報の提供・管理
5. 災害時の安否確認や避難支援などに活用
6. 個別避難計画の作成

【 避難行動要支援者制度の仕組み 】

① 名簿情報提供の同意
(同意確認書の提出)



昭島市



避難行動要支援者
(名簿登録者)

② 必要な情報の提供

③ 災害時の避難支援



避難支援等関係者
(消防、警察、民生委員など)